

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 17 日現在

機関番号：34525

研究種目：基盤研究 C

研究期間：2010～2012

課題番号：22530657

研究課題名（和文）精神病患者監護法、結核予防法および癩予防法の制定・実施過程の比較研究

研究課題名（英文） Enactment and Implementation of the Mental Patients' Custody Act, Tuberculosis Prevention Law, and Leprosy Prevention Law: A Comparative Study

研究代表者

村上 貴美子 (KIMIKO MURAKAMI)

関西福祉大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：00301846

研究成果の概要（和文）：

本研究では、精神病患者監護法（1900年・明治33年制定）、結核予防に関する件（1904年・明治37年→結核予防法、1919年・大正8年）および癩予防法（1907年・明治40年）の三法の政策課題を比較検証し、明治後期の各慢性疾病対策の特徴を、第一次資料をもとに解明した。その結果、精神病患者監護法は条約改正にむけて法治体制を整えたい明治政府の意図として明治民法の不備を補う（財産保護のみでなく「人権」保護の特別法）必要から、そして癩予防ニ関スル法律は「一等国日本」としての国家の体面から収容隔離の推進を図るため、さらに結核予防法は富国強兵策を推進する上での人力政策（労働力および兵力の確保）を背景に制定されたことを明らかにした。法治体制・衛生体制・軍事体制を整える上で、慢性疾病対策は重要な意味を有する。富国強兵・殖産興業の政策課題を慢性疾患対策にも反映させ、明治政府は慢性三疾病に「監護」「隔離」「労働」という三様の方針を採用した。

研究成果の概要（英文）：This study conducts a comparative analysis of policy issues related to the Mental Patients' Custody Act (1900), the Leprosy Prevention Law (1907), and the Tuberculosis Prevention Law (1919) to clarify the character of measures against each of these chronic diseases during the late Meiji period. The results show that the Mental Patients' Custody Act emerged from the Meiji government's intention to establish a system to compensate for deficiencies in the Meiji Civil Code through treaty revision (i. e., a special law that not only protected property but also human rights). The Leprosy Prevention Law, in turn, was enacted to accommodate and quarantine those affected to preserve the dignity of a Japanese state that saw itself as a "great power." Finally, the Tuberculosis Prevention Law was enacted on the basis of labor power policies that advanced the ideology of "a rich nation and strong army."

Such measures to control chronic diseases were of great significance, especially in regard to the organization of systems for the rule of law, public hygiene, and military strength. Therefore, given that the policy challenges of promoting a new industry as well as a rich nation and strong army were also reflected in the measures to combat chronic diseases, the Meiji government adopted a three-pronged approach against these three chronic diseases: custody, quarantine, and labor.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
総計	1,700,000	510,000	2,210,000

研究分野：社会科学 社会学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：精神病患者監護法 癩予防ニ関スル法律 結核予防法 民法の不備

国家の体面 人力政策

1. 研究開始当初の背景

江戸期までの日本の文化は、障害のある人を必ずしも差別の対象として捉えるのではなく、むしろ「ふくこ」などの言葉に表現されるように、神様からの「さずかりもの」として受け入れる文化（儒教を精神的支柱とした受容の文化）が存在した。そして、江戸期までの農耕中心の生活においては、障害のある人にもそれぞれの能力に応じた「役割」があった。しかし、明治維新政府は、列強諸外国から「民族独立」（岡 1992:113）を緊急課題とし、そのために、人力政策、いわゆる「富国強兵」「殖産興業」政策を推進する必要が生じる。明治維新以降の近代産業形成過程において、第二次産業に従事するための「労働能力」について障害がある人々は、人力政策からはずれ、特別な措置の必要な存在としてみなされていくことになる。明治政府は、その特別な措置としての「隔離」「私宅監置」などの方法を法定化することによって、国全体の「富国」を目指した。その結果、障害のある人々は、社会から姿を消し、市民の無理解が進み、あるいは「隔離」「私宅監置」されるべき「劣った人」という誤解や偏見を生みだしたと考える。

1995年の社会保障制度審議会「安心して暮らせる 21 世紀の社会を目指して」勧告を受け、日本の社会保障制度は「自立と社会連帯」の方向で再編成を進めている。現在の、障害のある人に対する支援の中心概念は、地域での自立生活支援であり、そのためには社会の理解と連携が不可欠である。

本研究により、障害のある人に対する差別意識形成の要因および過程を明らかにすることによって、現在の差別問題に対抗する手段を手に入れることができると考える。つまり、「差別意識形成」の要因・過程の論理構造を明らかにすることで、「差別しない意識の再形成」が可能となると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、明治期の近代産業形成過程において「効率性」を求めた人力政策を推進したことが、現代の問題である障害のある人々に対する差別意識を生み出す原点となったという仮説のもと、明治中後期に成立した関連法律の政策理念、法制定目的、および施行後の実施状況を比較検証することにより、立法によって派生した、「差別構造の要因分析」を行う。関連法律とは具体的には、精神病患者監護法（1900年・明治33年制定）、結核予防に関する件（1904年・明治37年→結核予防法、1919年・大正8年）および癩予防法（1907年・明治40年）の三法である。

具体的な研究課題を以下三点に集約する。第一は、明治政府が三法を立案した趣旨・理念の検証である。第二は、三法の実施状況である。第三は、法制定及び運用が与えた影響と現在の差別意識との検証である。

第一の課題について：これら三法は、富国強兵政策のもとに、それぞれの疾病特性に応じて制定・実施された対策であるが、これらの法律が人民に与えた影響はそれぞれに全く異なる結果をもたらした。つまり、癩予防法の対象となったハンセン病患者は、慢性の伝染病に対する隔離政策の中で、戸籍（人格）の抹消を伴う状況下におかれ、その後、通院治療が可能となっても根源的な差別下に置かれることになる。また、伝染病ではない精神病の対策である精神病患者監護法は、隔離政策を伴わず自宅監禁という制度で、家長の監視下（保護下）におかれるが、それにより地域から姿を消す結果となり、無理解や誤解が生じる結果をもたらす。しかし、同じ伝染病でも、結核患者は結核予防法あるいは健康保険法等社会保険制度による保護を受けることができた。このように、三法は三様の法理念をもつが、それにはそれぞれに必然性を伴

う根拠があったはずである。その根拠を明らかにする。

第二の課題について：これら三法がそれぞれ運用された結果、対象となる疾病を罹病した人々が、その後いかなる処遇を受けることになったのか、という法の運用状況を知ることである。法律はその実施過程中に制度制定時の政策理念、あるいは法理念から乖離するという現象が生じることがある。研究の視点は、法施行後の実際の運用や患者の処遇である。彼らの生活保障の視点で、法施行後の処遇実態を明らかにする。強兵政策・軍国主義の下での、陸海軍病院による治療を推進した精神病患者および結核患者等対策理念および実施過程は、時代状況とパラレルに展開する。明治中後期の社会の全体構造と関連づけながら、1900年当時の病者観、生活保障の視点、あるいは排除の視点があったのかどうかを検証する。

第三の課題について：法の理念と法の運用状況が、いかなる影響を人々の意識に影響を与え、差別感情に変化していったかという、差別意識の形成構造を知ることである。以上のように、本研究では、①ほぼ同時代に制定された三法の法制定の背景や法理念の比較検証を行うことにより、1900年当時のそれぞれの疾病者に対する認識を抽出し、②法施行後の運用上の問題を挙げ、政策理念と実施過程の乖離状況を明確に指摘する。さらに本研究期間終了後の継続研究に向けて、法運用によって派生した差別構造を明らかにするための準備をする。

3. 研究の方法

結核予防法と癩予防法については、社会福祉史・社会福祉政策・社会保障制度の観点から村上貴美子(関西福祉大学大学院社会福祉研究科・社会福祉学部教授)が、また精神病患者監護法については、精神障害者処遇史・精神保健福祉制度史の観点から宇都宮みのり(金城学院大学人間科学部コミュニティ福祉学科准教授)が主に担当する。関連する第一次史料の発掘・収集、整理・分析、解釈・評価の過程(平成22年度～平成23年度)を経て、最終年度(24年度)に報告書をまとめる。

(1) 平成22年度の研究テーマおよび方法

① 研究テーマ：明治期内務省の課題

法の立案は内務省である。衛生行政の基礎を築いた内務省衛生局長與専齋(1838-1902)、およびその後継者である後藤新平(1857-1929)、窪田静太郎(1865-1946)の国家衛生思想をたどりながら、内務省の機能と役割を中心に整理する。内務省が、明治期に国民全体の生活保障の仕組みをいかに構築しようとしていたかを検討する。

② 研究方法

史資料収集・整理・分析を行う。用いる史資料は、第一次史料として『国家医学会雑誌』『国家医学』等の雑誌類、長與専齋、後藤新平、窪田静太郎の著書・論文、東京帝国大学医学部の榊俣、片山国嘉、呉秀三、の著書、論文、第二次史料として『内務省史』『警視庁史』『医制八〇年史』『医制百年史』ほかである。その他、未発掘・未発表論文の発掘にも尽力する。

(2) 平成23年度の研究テーマおよび方法

① 研究テーマ：三法立案の趣旨・理念

上記、明治政府の課題、および国家衛生思想を明らかにした上で、三法の法案審議過程に焦点を当て、内務省が精神病患者・結核患者・らい患者をどのようにとらえ、何をしようとしていたのかを検討する。つまり研究の視点は法施行後の実際の治療や処遇ではなく、彼らの生活保障(権利擁護)の仕組み(法理念)である。

② 研究方法

史資料収集・整理・分析を行う。用いる史料は、第一次史料として、『帝国議会議事録』、東京帝国大学医学部発行の雑誌類のほか、民法学者、法医学者、刑法学者の著書、論文等である。二次史料として、『内務省史』『警視庁史』『医制八〇年史』『医制百年史』ほかである。その他、未発掘・未発表論文の発掘にも尽力する。

(3) 平成24年度の研究テーマおよび方法

① 研究テーマ：差別構造の検証

三法の実施状況の研究を進めるによって、法施行後の運用上の問題を挙げ、政策理念と実施過程の乖離状況を明確に指摘したうえで、法運用によって派生した差別構造を検証するための資料収集等準備段階に入る。

② 研究方法

継続研究として実施過程の比較研究を行う予定であるので、後半は中宮病院(現大阪府立精神医療センター)および定礼(福岡県旧宗像郡)の現地調査を行う。今後は具体的・積極的に現地調査を進める。

4. 研究成果

(1) 研究成果

平成22年度は、「明治政府が三法を立案した主旨・理念の検証」をテーマに、以下の①～④を中心に取り組んだ。

- ① 三法成立過程に関する史資料の収集整理。具体的な作業は、a)1946年から2010年までの精神障害/精神病、結核/労咳、ハンセン/らいに関する先行研究の収集、b)1887年から1898年までの『国政医学会雑誌』『国政医学』に掲載されている精神病患者に関する論文の収集、c)明治初年から昭和初期までの三法比較年表作成、

d)実態統計分析：1903年から1924年発行の『衛生局年報』の患者調査をもとに、精神病患者入退院状況、らい患者の療養所出入状況の整理。これらは現在鋭意分析中である。

- ② 第2次大戦後、GHQの占領下で形成された社会福祉事業の成立過程から現在までの展開を特に社会的扶養の拡大、家事労働の外部化・商品化の2つの視点から分析し、杉田米行編『日米の社会保障とその背景』（2010年5月発刊）に発表した。
- ③ 三法のうち精神病患者監護法の成立過程を分析し、法の中心概念である「監護」が精神病患者の監護状況の監視をすることによって精神病患者の身体と人権を保護するために行政警察が監視する体制を整備した過程を「精神病患者監護法の『監護』概念の検証」と題する論文にまとめ『社会福祉学』Vol. 51-3(2010年11月発行)に発表した。さらに内務省が提案していた精神病患者の「院外保護」構想について「精神病患者監護法下の『精神病患者』対策の検証—内務省の『院外保護』構想分析—」と題して、日本社会福祉学会第58回全国大会にて口頭発表した。
- ④ 日本の衛生行政の基礎を築いた長與専斎、後藤新平、窪田静太郎の思想をたどりながら、内務省が国民の安寧福寿の保障を主権国家の行政作用による行政警察が担うことにより富国実現を目指したことを明らかにし「内務省の衛生行政構想—「貧民」救済の根拠と方法」と題して『金城学金大学論集』第7巻1号(2010年9月)に発表した。

平成23年度は、以下の①～③を中心に取り組んだ。

- ① 三法成立過程およびその社会的背景に関する史資料の収集・整理・分析。具体的な作業としては、a)殖産興業政策と人力政策に関する資料の収集・整理・分析を行った。その成果を、「殖産興業政策と人力政策の統合(1)」、「労働行政の創出過程—殖産興業政策と人力政策の統合(2)」、「労働行政の創出過程—殖産興業政策と人力政策の統合(3)」と題して、『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』（査読有）に発表した。b)三法成立にかかわる帝国議会議事録を収集した。現在鋭意整理分析中である。c)『国家医学会雑誌』に掲載されている3疾病に関する論文を収集した。現在継続して収集している。
- ② 家族制度の関連史資料の収集・整理・分析。具体的には、明治民法成立過程の分析を通して、精神病患者監護法の監護義務者と民法の禁治産者の監護義務者、扶養

義務者の共通点および相違点を整理した。その成果を、平成23年7月に第21回アジア・太平洋ソーシャルワーク会議にて、「明治期日本の家族制度と精神障害のある人の「人権」に関する研究」と題して口頭発表した。また同年10月に、第15回精神医学史学会において「近代精神病患者監護政策に関する研究」と題して口頭発表した。

- ③ 三法の運用（患者の生活）に関する史資料の収集整理。具体的には、『衛生局年報』の患者調査をもとに、精神病患者の私宅監置・入院保護状況を把握した。「大正8年精神病院法の立法提案とその議論」と題して、『金城学院大学論集』8(1)(2011年9月発行)に発表した。

平成24年度は、精神病患者監護法、癩予防ニ関スル法律及び結核予防法の成立過程に関する比較研究のうち、精神病患者監護法に関しては2012年10月日本社会福祉学会において発表する（宇都宮みのり）とともに、「精神病患者監護法案審議過程における『民法の不備』論の検証」（『精神医学史研究』16(2)）で発表した（宇都宮みのり）。癩予防法の成立要因に関しては、「『癩予防ニ関スル法律』の制定要因に関する考察」（関西福祉大学社会福祉学部紀要16(2)）に発表した（村上貴美子）。結核予防法の成立要因に関しては「結核予防法の成立要因に関する考察」として関西福祉大学社会福祉学紀要17(1)に発表予定である（村上貴美子）。

(2) 成果の国内外の位置づけとインパクト：

三法比較を行い慢性3疾患対策の政策構造を明らかにしたのは我々の研究が初めてである。以下研究成果のポイントを整理する。

精神病患者監護法は1900(明治33)年に制定された。監護法を取り巻く政策立案レベルにおいて、内務省、民法学者、精神医学者の3者の力動関係があったことを明らかにしてきた。(1)内務省は、「監護」を不当な監禁・拘束からの保護と想定しており、(2)民法学者は、明治民法(明29.4.27法89)に「不備」があるため監護法に身体保護規定を必要としたこと、(3)精神医学者は、「監護」を監禁・拘束にほかならず刑法(明31.6.15法11)の罰則に相当すると考え、治療保護・療養を含む概念としてとらえていた。結果として内務省と民法学者の「監護≒保護」という論が法理念に結実する。

癩予防ニ関スル法律は1907(明治40)年に制定された。本法制定要因に「国家の体面」があることを明らかにした。(1)1873(明治6)年にハンセンがらい菌(Mycobacterium Leprae)を発見、1897年ドイツで第1回国際癩会議されて以来、欧米先進国でハンセン病

対策が推進される中、我が国の無策からくる「癩病国日本」の汚名の返上、(2)日露戦争後の一等国日本の威信をかけた国家の体面にある。なお、議会審議過程において伝染病であること、その怖さを強調することによって、隔離政策の必要性を強調したことが、必要以上に「癩病＝怖い病気」概念が形成され、差別意識醸成の遠因となることが明らかになった。

結核予防法は1919(大正8)年に制定された。本法制定要因は、「人力政策」「経済政策」にあることを明らかにした。(1)慢性伝染病として感染力の強い結核は、青壮年層への感染が問題となった。特に労働力・兵力への影響である。(2)さらに結核に感染した労働者・兵士が帰郷した場合、農村部にも伝播し、人力として国家の大きな損失となる。(3)青壮年層への感染は、不生産消費等経済的にマイナス効果となる。つまり「結核＝人力・兵力の損失」「経済の損失」である。

平成22年度～24年度の基盤(C)研究において、前記三法の制定過程の比較および政策理念、法制定目的の相違を検証し、その政策意図・制定目的の特徴が「監護政策」「隔離政策」「労働政策」の三様であったことを明らかにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ① 村上貴美子「癩予防法ニ関スル法律の制定要因に関する考察」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』査読有、16巻2号、2012、57-66。
- ② 宇都宮みのり「精神病患者監護法案審議過程における『民法不備』論の検証」『精神医学史研究』査読有、16巻2号、2012、103-114。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019466935>
- ③ 村上貴美子「労働行政の創出過程—殖産興業政策と人力政策の統合(3)」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』査読有、14巻2号、2011、57-66。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40018823259>
- ④ 宇都宮みのり「大正8年精神病院法の立法提案とその議論」『金城学院大学論集社会科学編』査読無、8巻1号、2011、1-19。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40019466935>
- ⑤ 村上貴美子「労働行政の創出過程—殖産興業政策と人力政策の統合(2)」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』査読有、14巻1号、2010、35-43。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40017341523>
- ⑥ 村上貴美子「殖産興業政策と人力政策の統合(1)」『関西福祉大学社会福祉学部

研究紀要』査読有、13巻、2010、1-9。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/40017085610>

- ⑦ 宇都宮みのり「内務省の衛生行政思想—『貧民』救済の根拠と方法」『金城学院大学論集社会科学編』査読無、7巻1号、2010、1-16。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008007036>
- ⑧ 宇都宮みのり「精神病患者監護法の『監護』概念の検証」『社会福祉学』査読有、51巻3号、2010、64-77。
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110008007036>

[学会発表] (計4件)

- ① 宇都宮みのり「農村保健衛生実地調査にみる「精神病」「癩」「結核」に関する調査項目の差異」第60回日本社会福祉学会、2012年10月21日、東洋大学。
- ② 宇都宮みのり「近代精神病患者監護政策に関する研究」第15回精神医学史学会、2011年10月29日、愛知県立大学。
- ③ 宇都宮みのり「明治期日本の家族制度と精神障害のある人の『人権』に関する研究」第21回アジア・太平洋ソーシャルワーク会議、2011年7月16日、早稲田大学。
- ④ 宇都宮みのり「精神病患者監護法下の「精神病患者」対策の検証—内務省の「院外保護」構想分析」第58回日本社会福祉学会、2010年10月9日、日本福祉大学。

[図書] (計1件)

- ① 村上貴美子 宇都宮みのり「社会福祉事業の拡大・拡充とその限界」杉田米行編著『社会福祉事業の拡大・拡充とその限界』2010、大学教育出版、分担頁213-251 (総執筆者13人、総頁数398)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村上 貴美子(MURAKAMI KIMIKO)
関西福祉大学・社会福祉学部・教授
研究者番号：00301846

(2) 研究分担者

宇都宮 みのり(UTSUNOMIYA MINORI)
金城学院大学・人間科学部・准教授
研究者番号：80367573